

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

改定の内容

1. 月例給の改定 【令和6年4月から改定】

①内閣総理大臣等

指定職職員に準じて、俸給月額を1.1%程度（10,000～22,000円）引上げ

②秘書官

一般の職員に準じて、俸給月額を1.0～3.0%程度（4,700～9,300円）引上げ

③二千二十五年日本国際博覧会政府代表及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員

指定職職員に準じて、俸給月額を1.1%程度（13,000円）引上げ

2. 特別給（ボーナス）の改定 【令和6年12月期から改定】

指定職職員に準じて改定

年間3.40月分 → 3.45月分（0.05月分引上げ）

（注1）二千二十五年日本国際博覧会政府代表及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の特別給は、内閣総理大臣等に同じ。

（注2）秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされているため、法改正を要しない。

施行期日等

法律の公布の日（一部の規定は令和7年4月1日※）

※ 管理職員特別勤務手当の改定に伴う内閣総理大臣秘書官の俸給月額の限度額の引上げ及び内閣総理大臣等の特別給の6月期と12月期の支給月数の平準化。

※ 国会議員から任命された内閣総理大臣等の月例給及び特別給（ボーナス）は、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くこととする。